

第3部 基本計画

基本目標1 安全・安心のまち

1 防災対策・防災体制の強化

施策の方針

南海トラフ地震や暴風、大雨、洪水、土砂災害、高潮などの自然災害対策や防火対策に備えた施設の改修、整備を促進するとともに、地域の防災力の要となる自主防災組織の充実を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指します。

現状と課題

南海トラフ地震対策として、沿岸部では津波から概ね5分で避難可能となる緊急避難場所（津波避難タワー等）の整備は一定終了しました。今後は、地区津波避難計画に基づき、迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難経路を整備するとともに、定期的な避難経路の点検・避難訓練を地域主体で継続的に行い、市民の防災意識の向上を図ることが求められます。また、地震動（揺れ）に対する最も有効な対策は耐震化ですが、現在の耐震化率（耐震化が必要な住宅における耐震化率）は30%程度にとどまっており、今後も家具の転倒防止対策とあわせて、対策の啓発を図る必要があります。

また、近年においては、全国的に集中豪雨などによる災害が頻繁に発生しています。洪水災害や土砂災害については、災害が発生するまでに一定の時間があり、「早めの避難」を確実に実施することにより被害の軽減を図ることが可能となります。従って、避難準備情報・避難勧告・避難指示などの情報について、日頃から市民への啓発を行い、情報を適切なタイミングで確実に伝えることにより、市民の「早めの避難」行動につなげていかなければなりません。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の共助をなす組織であり、組織率の向上と、その活動内容の充実が求められます。



津波避難施設久枝北タワー

主要施策

(1) 南海トラフ地震対策の推進

- 津波対策として、緊急避難場所への迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難路・誘導看板等を整備します。また、地震発生時に行政等からの情報を待たずに主体的に迅速な避難行動を起こすことができるよう定期的・継続的な訓練や学習会を支援します。
- 地震動対策として、家具転倒防止対策に対する補助制度の活用を広報して家具の固定化を促すとともに、住宅の耐震化についても必要性を広報することにより耐震化率の向上を図ります。
- 女性、子ども、障害のある人等の要配慮者の人権を尊重し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

(2) 洪水・土砂災害対策の推進

- 避難に対する市民の意識の向上を図るため、災害ごとの避難勧告等の基準を明確にし、避難勧告等の意味するところについて啓発を行います。
- 避難勧告等の発令が市民の避難行動につながるよう発令基準や発令した際の情報伝達の文言等の見直しを行い、マニュアル化を図ります。
- 国や県などの関係機関と連携し、水害危険区域における河川改修の促進、地すべり防護対策や予防型の治山対策の充実、高潮対策や海岸保全施設の整備などを促進します。

(3) 自主防災組織の充実

- 自主防災組織の未結成の地域について、結成の支援を行うとともに、既存組織については、若い世代のリーダーの育成を促進します。また、各自主防災組織が実施する防災訓練や防災学習への積極的な支援を実施します。
- 大規模災害発生時に重要となる避難所運営について、自主防災組織を中心とした地域主体の運営を行うことができるよう「避難所運営マニュアル」の作成を促進します。

(4) 業務継続計画の検証と訓練の実施

- 災害発生時における市業務を継続するための業務継続計画の確認・検証を行い、これに基づき職員の対応力向上のための訓練を実施します。
- 災害発生後からの復旧・復興に向けての対応について、国や県をはじめ、関係機関との協議を進め、1日も早く復興できる体制の確立を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
自主防災組織の結成率	%	93.5	100.0	全地区での結成

2 消防・救急体制の充実

施策の方針

南海トラフ地震のほか、暴風、大雨、洪水、土砂災害など、様々な災害に備え、施設・設備の整備とあわせて、消防職員、消防団員の資質向上を図り、消防・救急体制の充実を図ります。

また、火災に対する設備の充実を図るとともに、火災の未然防止や被害軽減に向けて、市民の防火意識の向上のための啓発に努めます。

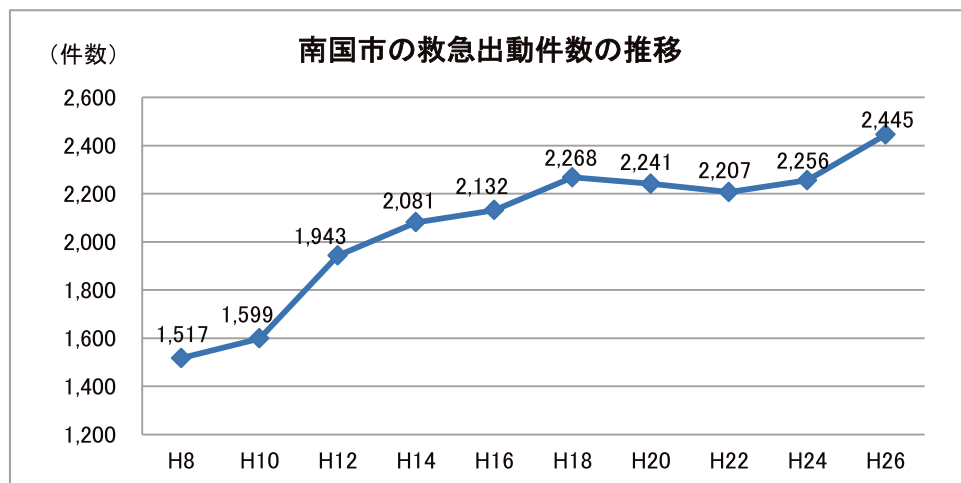
さらに、高齢化社会の進展とともに増加する救急出動に対応するため、迅速な対応と的確な処置など、救急隊員の資質向上と設備の整備に努め、救急体制の強化を図ります。

現状と課題

消防体制については、南海トラフ地震等大規模災害に備え整備を進めていますが、防災活動拠点となる施設整備や消防団員に対する大規模災害対応マニュアルを作成することが必要となっています。また、地震災害等による被害を軽減するために、耐震性防火水槽の整備や消防ポンプ車等の整備を進めるとともに、燃料備蓄施設の整備を進めていく必要があります。

火災に対しては、被害を最小限に防ぐため、公設消火栓未設置地区への消火栓整備を関係機関と協議して進めていく必要があります。また、平成23年6月に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築の住宅については設置されていますが、義務化前の住宅についても今後一層設置を働きかけていく必要があります。

救急体制については、近年増加している救急出動の傾向は、高齢化社会が進む中で今後も続くと推測されます。このため、救急救命士の育成や救急隊員の知識・技能の一層の向上とあわせて、高規格救急車や高度な救急資器材の計画的な整備など、救急体制の充実・強化が求められます。



主要施策

(1) 消防体制の充実

- 多種多様化する各災害に対応するため、消防体制の確立に努めます。
- 災害活動拠点となる防災活動拠点施設及び消防・消防団車両の計画的な整備を図り、複雑化する災害に対応しうる資器材の整備に努めます。
- 災害時の通信網の確保として、消防団員に通信連絡機器の整備を図ります。
- 震災時の火災に対応するため、耐震性防火水槽の整備を進めます。
- 震災直後には燃料不足により消防車両等の活動ができなくなることが予想されるため、燃料備蓄計画を策定し、燃料備蓄施設を整備していきます。
- 消防職員及び消防団員の資質向上を図るために、関係機関等との連携訓練に努めます。



大規模災害時に対応するためのトリアージ訓練

(2) 救急体制の充実

- 多様化する救急需要に迅速かつ的確に対応するため、救急救命体制の確立を図ります。
- 救急救命士の育成及び救急隊員の資質向上を図ります。また、計画的に高規格救急車の整備を図り、高度な資器材の充実に努めます。
- 災害時には、関係機関等と連携し、災害時要配慮者台帳等を整理するなど、緊急時の迅速な連携・対応の強化を図ります。

(3) 消防装備・資器材の充実

- 火災の被害を最小限に防ぐため、消火栓未設置地区への消火栓の設置に努めます。
- 大規模災害等出動時に対応できるよう、各種無線機器等の整備を進めます。

(4) 市民への啓発と初期対応の普及

- 市広報紙や市ホームページに住宅用火災警報器の必要性和設置についての情報を掲載するなど普及に努めます。
- 救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）が適切な救命手当てを実施することができるように救命講習を開催し、一般市民に広く応急手当の知識と技術の普及・啓発に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
耐震性防火水槽の整備	基	5	10	
普通救命講習受講者数	人	12,394	15,000	平成8年からの延べ人数
新設消火栓設置	基	3	10	未設置地区対象

3 交通安全・防犯・消費者対策の推進

施策の方針

交通安全施策として、施設整備や通学路等の点検を推進するとともに、交通安全についての啓発を行い、交通事故のないまちづくりを目指します。

また、犯罪のない地域づくりを目指し、関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯対策を強化します。さらに、市民が安心して生活ができるよう、消費者意識の啓発や消費者活動の促進を図るとともに、消費者の相談体制の充実を図ります。

現状と課題

平成26年度の本市の交通事故件数は219件と年々減少してきているものの、道路環境の変化による交通事故が発生しています。また、依然として高齢者の交通事故件数も多い状況です。

道路環境の変化に対応した市民への啓発活動を行うことや、高齢者への交通安全教育だけでなく、高齢者の特性を広く市民に周知する必要があります。

また、近年、殺人事件の発生やストーカー被害などとあわせ、詐欺行為の被害が多発しており、こうした犯罪を未然に防ぐため、詐欺行為の予兆電話などの対応について、警察と連携し、地域ぐるみで撲滅していく必要があります。特に、高齢者をねらう詐欺行為には、適切な情報を発信し詐欺の被害に遭わないような施策推進が必要不可欠です。

さらに、複雑多岐にわたる消費者問題に対応するため、消費生活相談や苦情相談を行っています。消費者のトラブルや悩みは依然として増加傾向にあります。市民が消費者被害を受けることのないよう、消費者意識の向上と消費者保護の体制の充実が求められています。



消費者問題の啓発を実施する出前講座

主要施策

(1)交通安全施設の整備

- 交通安全の確保を図るため、市内全域の道路を対象に交通危険箇所の改良に取り組み、交通安全施設・設備（ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー、道路反射鏡等）の整備を進めます。
- 通学路については、歩行者や自転車利用者の保護のための交通安全帯の確保に努め、幹線道路については、歩車道分離、歩道の整備等を計画的に進めます。

(2)交通安全教育・指導の充実

- 全国交通安全運動期間にあわせて、人間看板や街頭指導を実施します。
- 新入学・入園にあわせた保育所、幼稚園、小中学校での交通安全教室を実施します。
- 視察研修などを通じて交通安全指導員の指導力向上を図ります。



保育所卒園児の交通安全教室

(3)防犯対策の推進

- 防犯対策として効果の高い街路灯の維持管理を適切に実施します。
- 高齢者に対する詐欺行為についての注意喚起など、警察等の関係機関との連携により、防犯に関する啓発活動の充実を図り、被害の未然防止に努めます。

(4)地域安全活動の推進

- 夜間の見回りなど、犯罪を未然に防ぐタウンポリス活動を促進します。
- 子どもを犯罪から守るため、保護者に対する情報提供や防犯指導を推進します。

(5)消費者対策の推進

- 多重債務や消費トラブルなど、消費者問題に関する相談体制の充実を図り、啓発活動や相談活動を充実します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
消費者問題啓発出前講座	回	9	15	

4 道路・公共交通網の整備

施策の方針

高知龍馬空港や高速道路インターチェンジの立地特性を生かした広域交通網の充実を図り、市民活動や地域の交流・連携を円滑に支援する利便性の高い交通ネットワークの形成を図ります。

また、市内の公共交通空白地を解消し、地域の実情、利用ニーズにあわせた効率的な公共交通体系の確立を目指すため、交通事業者や道路管理者等で構成される南国市地域公共交通会議で協議の上、路線再編などの取り組みを進めます。

現状と課題

本市の道路網は、平成27年6月現在、四国横断自動車道南国ICから市域の中央を南北に縦貫する国道32号、それに接続して東西に国道55号及び195号、並びに建設中の高知東部自動車道・高知南国道路を中心に、県道17路線、市道1,102路線によって構成されています。今後、交通量の増大や車両の大型化が進み、地域住民の高齢化が進行する中で、より一層安全で利便性の高い道路網、道路環境の整備が課題となっています。

また、平成24年10月に黒滝・上倉地域で開始したデマンド型乗合タクシー*の運行は、平成26年10月には上倉・瓶岩地区全域までエリアを拡大し、北部中山間地域の交通空白地が解消されました。一方で、平野部においては、道路事情等から路線バスの運行経路は限定され、スポット的に交通空白地が存在しています。市内には複数のバス路線があるものの利用者は少なく、路線維持のために多大な補助金等を支出している現状があります。

今後、高齢化が進行することにより移動手段を持たない交通弱者の増加が予想されますが、バス路線については、路線によっては利用者数の減少により廃止となる可能性もあります。

市内の道路事情や都市基盤整備などの状況は変化していますが、将来のまちづくりと連動した交通施策が求められています。交通弱者を含めた地域住民のニーズを把握した上で、鉄道、路線バス、路面電車、タクシーなど、すべての交通事業者等と連携して、効率的で効果的な市民の移動手段の確保を講じていく必要があります。



予約型乗合タクシー「せいらん」

主要施策

(1) 市道の整備

○国や県、その他関係機関と連携し、集落間の連携や安全性の向上等に配慮し、市道の整備を計画的・効率的に推進します。

(2) 国道・県道の整備促進

○国道 195 号や県道南国インター線など、国道・県道の改良整備により、自転車や歩行者の安全を確保できるよう、積極的に要請していきます。

(3) 公共交通の利便性の向上と利用促進

○都市計画事業等の情報を踏まえつつ、南国市地域公共交通会議において公共交通空白地対策の検討を進めるとともに、鉄軌道から路線バスやタクシーなどへの多様な乗継ぎなど、利用者の利便性の向上を図ります。

○市民への公共交通路線の周知と公共交通機関の利用促進を図ります。また、交通事業者及び周辺自治体と連携して、公共交通利用者の利便性向上などによる利用促進に取り組みます。

○路線バス事業は利用者の減少により路線再編や経費節減等の対策が必要となっています。持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、事業者及び関係自治体と連携・協議し、路線バス事業の改善に努めます。

(4) 交通弱者対策の検討

○高齢者や障害のある人、年少者など、交通弱者に配慮した、だれにも安全で人にやさしい道路整備を図ります。

○高齢者等の交通弱者の通院や買い物などの日常生活の円滑化を図るため、効率的で効果的な移動手手段の確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
市道改良率	%	44.0	46.0	
市道バリアフリー化延長	km	1.2	1.5	
市内運行バス（3路線）利用者数 ※ICカード利用者数	人	17,494	17,500	現状維持

5 情報ネットワークの整備

施策の方針

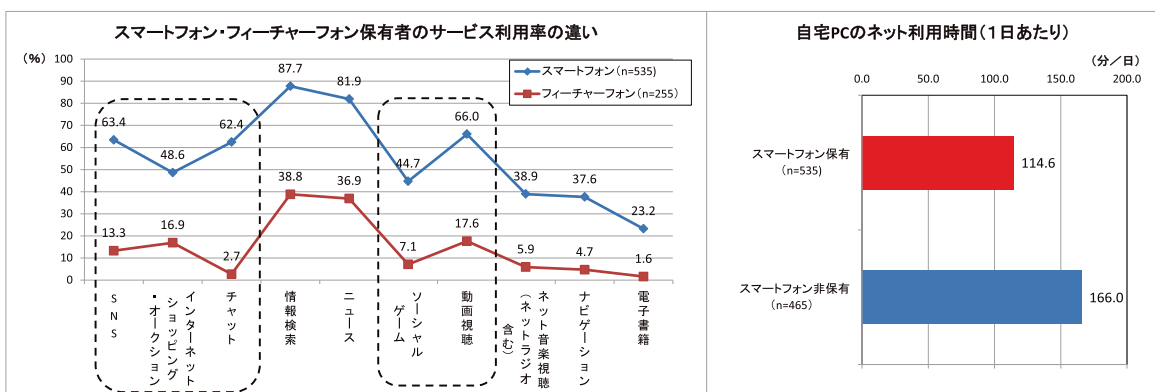
携帯端末、特にスマートフォンの世帯保有率は、急速に伸びています。それに伴い、SNS*や地図情報と組み合わせたサービスの提供が増加しており、各種施策の推進のため、サービス利用環境の充実が急務となっています。観光や商工業などの産業振興、地域活性化、さらに防災・減災に向けた効果的な情報通信環境の整備を行っていきます。

現状と課題

南国市情報通信基盤整備事業により、市内のほぼ全域で光通信サービスが利用できる環境が整っています。それに伴い、企業活動のための情報通信基盤整備も完了しています。企業誘致、移住等の効果的な推進にも情報通信基盤は不可欠であり、引き続き、情報通信基盤の維持管理に努める必要があります。

また、現在の情報端末の普及状況、外出先でのインターネット利用の増加といった利用形態の変化を、効果的に観光、商工業、防災等の施策に生かすため、将来を見据えた計画的な環境整備を進めていく必要があります。

インターネット利用率は、今日、65歳までの世代のインターネット利用率が50%を超えている状況であり、今後、すべての世代でインターネットが普通に利用される社会の到来が予想されます。光通信サービスを核として、多様な情報通信に対応していくことが求められます。



出典：総務省「平成26年情報通信白書の概要」

主要施策

(1) 情報通信環境の整備

- 情報通信基盤に係る光ケーブルの維持管理など、設備利用に関する適切な執行に努めます。
- 関係企業や関係団体等、産学官民の連携により、時代の変化に即応した計画的な情報通信環境の整備に努めます。

(2) 災害時の情報収集・発信基盤の整備

- 大規模災害時に備え、限られた人員と資源で、効果的に被災情報の収集を行うとともに、減災に向けて、正確な情報の発信を行うことができる施設・設備等の整備を図ります。また、災害発生時の避難者管理における正確な情報収集・発信のための環境整備に努めます。
- 災害発生時に備え、被災者支援システム、避難所運営システム等の構築を図ります。

(3) 情報セキュリティ対策の推進

- 情報化社会特有の犯罪やトラブルも増加しているため、個人情報情報の漏洩を防ぐ強固なセキュリティシステムの整備、運用に努めるとともに、個人情報情報の保護に関する職員研修や市民講座の開催に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
情報通信基盤利用者数	件	2,112	2,200	設計加入者数 2,100+5%



津波避難タワー間を結ぶ安心防災システム

6 市街地・住環境の整備

施策の方針

広域拠点にふさわしい市街地形成を目指して、都市計画街路*の整備に係る市道、農道を含めた面的整備の計画の策定を目指します。

中心市街地については、整備中の都市計画道路高知南国線及び南国駅前線とあわせて、JR後免駅前広場の整備を行うことにより、商業機能の集積誘導を図り、にぎわいのある市街地環境の再生を目指します。また、居住誘導区域・都市機能誘導区域の整備を検討します。

また、空き家等の利活用・除去に関する方針を定め、対策を講じます。

現状と課題

現在の中心市街地の状況は、都市計画道路整備事業や土地区画整理事業、あるいは市道、農道等の整備の遅れから、市街地内部の交通の混雑化、防災上の問題、生活環境の悪化、住宅建設の停滞、商業活動の停滞などを招いています。市街地における都市計画道路の整備や市道、農道を含めた面的整備を進め、若者が定住できる街並みづくりや災害に強いまちづくりを図り、にぎわいのある中心市街地の形成を目指した計画を早期に策定する必要があります。

また、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年2月には「基本的な指針」が示されました。これにより、市町村は、使用されていないことが常態となっている建物、いわゆる空き家等の対策を講じなければならないことになっています。本市においては、平成24年に「南国市老朽建物等の適正管理に関する条例」を施行していますが、これは特措法の定める建物には該当していないため、空き家等に関する総合的・計画的な対策を実施する必要があります。



都市計画道路高知南国線



篠原土地区画整理事業後のイメージ

主要施策

(1) 中心市街地の整備

○都市計画道路南国駅前線整備事業と併行して、JR後免駅前広場の整備を行うことにより、駅前広場へのバスの乗り入れなど、交通結節機能を高めるとともに、商業機能の集積誘導等により、人の集まるにぎわいある市街地環境の再生を目指します。

(2) 都市計画道路の整備

○市街地における都市計画道路高知南国線及び南国駅前線の整備と並行して、国や県、関係機関と連携を図り、面的整備を視野に入れた主要な幹線道路の整備計画の策定に努めます。

○都市計画道路高知南国線について、順次、延伸を図っていきます。

(3) 土地区画整理事業等の推進

○篠原土地区画整理事業等の推進により、良好な住環境を備えた市街地の整備を進めます。

○市街化調整区域を含め、近隣市からの災害に備えた事業所等の移転の受け入れや、にぎわいや雇用の創出が期待される事業者の誘致について、検討を進めます。

(4) 住宅耐震改修の促進

○住宅耐震診断後、耐震改修を促進します。また、住宅耐震に関する市民の相談窓口を設置します。

(5) 市営住宅の維持管理と適正な運営

○既存の市営住宅の計画的な大規模修繕について検討します。

○入居者に対して、市営住宅使用に際しての条例、規則等の周知を行い、適正な使用を促し、入居者が快適な生活ができるよう努めます。

(6) 空き家等への対応

○空き家等の対策に関する基本的な方針として、「空き家等対策計画」を策定します。それに基づき、空き家の活用、あるいは除却を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
都市計画道路南国駅前線の整備率	%	43.0	100.0	全延長L=414m
都市計画道路高知南国線の整備率	%	33.0	80.0	全延長L=2,800m

7 環境保全、景観形成と公園・緑地の整備

施策の方針

豊かな自然とより良い環境を次世代へ引き継いでいくため、環境負荷の低減と地球温暖化対策を推進し、自然共生社会、低炭素社会の実現を図ります。

景観が市民の共有財産であることの重要性を認識し、豊かな自然風景と調和した景観づくり、歴史・文化を守り、育み、伝える風情ある景観づくり、都市の活力と自然が共生した魅力ある街並み景観づくりを積極的に推進します。

また、公園・緑地は、都市形態規制や防災などの存在効果と、心身の健康維持増進や余暇活動などの利用効果をもたらします。公園・緑地の整備により、安全・安心、快適なまちづくりを推進します。

現状と課題

地球温暖化による異常気象、生物多様性の減少や森林荒廃、また、PM2.5*やダイオキシン等の大気汚染など、自然環境への負荷の増大が地球規模で問題となっています。日常生活や経済活動は地球上の自然環境の中で営まれており、基盤となる環境を持続的に利用できることが前提となります。このためにも、自然豊かで公害のない自然共生社会、温室効果ガスの発生を抑制した低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

今後、こうした環境保全施策は、人々の定住促進や循環型社会の形成につながるものとして、本市のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれることから、総合的な指針づくりのもと、身近な自然環境から地球環境までを視野に入れた環境施策や新エネルギー*施策等を推進し、内外に誇り得る環境にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

本市には、多様で豊かな自然環境、歴史景観、農村・漁村景観、都市景観に恵まれ、市民にとってもまちに対する誇りの源泉となっています。今後とも、市民と行政が連携してこれらの景観を大切に育み、後世に引き継いでいくことが重要です。

公園・緑地は、市民のふれあい交流や日常のコミュニティの場として、また、スポーツの場としてのみならず、災害時の避難場所としての活用や、その他のまちづくりとの関連、環境の保全などを考慮しながら、市民の要望に即した整備を今後とも進める必要があります。

主要施策

(1) 環境保全対策・保全活動の推進

○中山間の山林と清流、河川・海岸の環境の保全を推進します。また、市民、事業者の環境に対する意識の高揚に努め、市民団体等と連携・協働による環境保全活動を促進します。

(2) 地球温暖化防止対策の推進と再生可能エネルギーの導入促進

○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を推進し、温室効果ガスの排出削減を推進します。また、省エネ等の啓発活動を推進し、市民、事業者の地球温暖化防止活動の促進を図ります。

○再生可能エネルギーを利活用しようとする市民への支援制度等について情報提供を行います。



太陽光発電設備

(3) 公害防止対策

○大気汚染、騒音、悪臭振動等の監視を行い、公害のないまちを目指します。また、浄化槽の設置を推進し、公共水域の汚濁防止を推進します。

(4) 南国中央公園及び街区公園等の整備

○都市計画決定されている南国中央公園については、市民の意向と新しいまちづくりの方向性を総合的に勘案しながら、整備方針を明確にし、計画的に整備を進めていきます。

○土地区画整理事業など、都市計画事業にあわせて、市街地内に身近な街区公園を整備していきます。

(5) 公園を活用したふれあい交流活動の充実

○吾岡山文化の森を市民のふれあい交流拠点と位置づけ、施設を活用したイベントの充実に努めるなど、交流の拡充・創出に努めます。

(6) 景観づくり活動の普及促進

○花いっぱい運動などの市民の活動を積極的に支援して市内緑化の促進を図るとともに、歴史遺産や海・川・山の多様で豊かな自然環境を生かした市民による主体的な景観づくり活動の普及促進に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
二酸化炭素排出量	t-CO ₂	(平成19年度) 890,948	784,034	平成19年度(2007年度)比12%削減
住宅用太陽光発電システム設置補助累積発電能力	k w	1,846	3,692	平成27年度からの累計

8 上下水道の整備

施策の方針

上水道については、南海トラフ地震に備えて安定した水の供給ができる施設・管路の整備や、有収率の向上に向けた維持・補修、さらに、未普及地の解消を図るための諸整備を図ります。

下水道事業（公共下水道、農業集落排水*事業）については、未整備地区における整備を市民の協力を得ながら計画的に推進し、普及率の向上を図ります。

また、公共下水道や農業集落排水事業が実施されていない地域における生活排水対策として、浄化槽の普及を促進していきます。

現状と課題

上水道については、現在の計画給水人口は 47,400 人で、行政区域内人口に対する水道普及率は 87.4%です。

南海トラフ地震に対する備えとして、石綿管などの老朽管や幹線管路の耐震化、水源地管理棟の更新や大口径資材の備蓄が急がれています。

また、近年井戸の地下水位の低下や水質悪化などの懸念により、未普及地域からの布設要望が増加しており、対策が必要です。

汚水対策については、平成2年以降、順次供用を開始してきましたが、設備の老朽化による更新や南海トラフ地震に備えた施設の整備が必要となっています。また、現在整備を進めている浦戸湾東部流域下水道南国処理区については、事業の進捗を早めて整備を行い、普及率の向上を図る必要があります。

雨水対策については、98 豪雨で被害のあった明見地区の内水排除対策や、土地区画整理事業と併行した篠原地区の整備を行う必要があります。

また、公共下水道や農業集落排水事業が実施されていない地域において、浄化槽設置整備事業を実施していますが、一層の普及が必要です。



雨水対策工事

主要施策

(1) 上水道施設の地震対策の推進

○南海トラフ地震に備えて、緊急時幹線管路の耐震化・水源地管理棟の更新や大口径資材の備蓄など、上水道施設の耐震化や資材の備蓄を図ります。

(2) 上水道施設の整備の推進

○上水道の未普及地を解消し、普及率の向上を図ります。
○老朽管である石綿セメント管の布設替えや漏水調査による重点路線の布設替えを行い、有収率（有収水量／給水量）の向上を図ります。

(3) 下水道施設の整備の推進

○汚水対策については、施設・設備の更新、南海トラフ地震に備えた施設整備、普及率の向上を目指した事業の推進を計画的に行います。
○雨水対策については、大雨・洪水に備えた排水や、土地区画整理事業等と併行した整備を図ります。

(4) 下水道事業の経営健全化の推進

○市民に損益・資産や現金などの経営状況をわかりやすくするため、公営企業会計*への移行を行い、経営の健全化を図ります。

(5) 浄化槽設置の普及促進

○下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外の市内全域を対象として、住宅用浄化槽の設置費用の一部を補助することによって、浄化槽の普及を促進し、市内における生活排水処理人口の底上げを図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
下水道整備率	%	52.1	62.0	後免及び篠原分区の延長
雨水対策整備率	%	45.0	71.2	
緊急時幹線管路耐震布設替え	m	6,783	18,000	平成32年度完了



上水耐震管路

9 廃棄物処理とリサイクルの推進

施策の方針

市民や事業者とともに4R活動*に取り組み、廃棄物の発生の抑制・減量、資源の循環利用を推進し、循環型社会の形成を目指します。

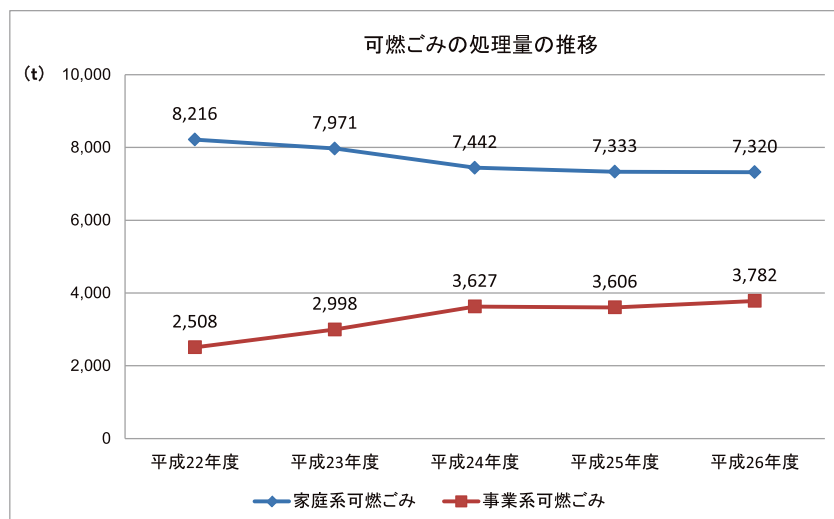
また、市民生活及び事業活動で発生する、し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理を行うため、施設整備に努めます。

現状と課題

本市のごみ収集は、昭和54年からの金属ごみ分別収集開始以来、水銀を含むごみ、びん類、紙類・衣類、ペットボトル、容器包装プラスチックと、分別収集項目を増やして廃棄物の資源化を推進してきました。また、生ごみ処理器具購入補助金や、レジ袋削減運動など、ごみの発生抑制を推進しており、家庭系可燃ごみは直近の5年間（平成22年度～平成26年度）で減少傾向となっています。これに対し、飲食店やコンビニエンスストア等の出店による事業所ごみの増加が顕著で、直近5年間で事業所系可燃ごみは1,000トン以上増加し、今後も増える見込みとなっています。このため、可燃ごみ処理に係る経費が増大しており、事業所ごみの発生抑制が急務となっています。

また、依然として不法投棄や野焼きなど、廃棄物の不適正処理が行われる事例があり、廃棄物処理法の周知やパトロール体制の充実が必要となっています。

現在のし尿処理施設である南国市環境センターは、平成8年の運転開始当初から処理能力を超える投入が続いています。加えて、老朽化が進み維持修繕費が増加傾向にあります。今後は、施設の延命化に向けた対策に重点をおくとともに、施設の更新についても検討していく必要があります。



主要施策

(1)ごみの分別収集の徹底と排出抑制の推進

○ごみの分別について、今後とも市民への周知と啓発に努め、廃棄物の資源化を推進します。

○家庭ごみ・事業所ごみとも、排出抑制を図ります。

(2)廃棄物の適正処理の推進

○市民への周知により、野焼きや不法投棄の禁止についての啓発を図るとともに、保健所や警察署等と連携し、監視パトロールによる事前防止に努めます。

(3)し尿処理施設の整備

○現在、南国市環境センターでは、し尿乾燥汚泥を焼却処分していますが、汚泥の再生資源化へ向けての施設の更新について、広域的対応を含めて検討します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
家庭系可燃ごみの処理量	t	7,320	6,243	直近5年間の減少率を維持する
事業系可燃ごみの処理量	t	3,782	3,782	増加傾向を止める



ごみ処理施設見学会



南国市環境センター（し尿処理場）

10 計画的な土地利用

施策の方針

本計画や本市土地利用計画、また、高知広域都市計画マスタープランに則した「南国市都市計画マスタープラン」により、調和のとれた土地利用の推進を図ります。

土地の有効活用・保全を図るとともに、公共事業の計画的な推進と土地に関わるトラブルの未然防止に役立ち、また、災害発生時に迅速な復旧・復興が円滑に実施できるよう、土地の実態を正確に把握する地籍調査事業を推進します。

現状と課題

現在、本市においては、国営ほ場整備事業計画が進められており、一方で、津波避難対策として、市街化調整区域内への企業移転や住宅地開発の要望が高まっています。優良農地確保の観点からも調和のとれた土地利用についての検討が必要です。

地籍調査事業については、進捗率は、約 13.3%（平成 26 年度末）です。調査完了までには今後 32 年ほどかかる見込みであり、調査のスピードアップを図っていく必要があります。特に、南海トラフ地震の発生予測を踏まえ、被災前の防災・減災対策として、地籍調査の一層の推進を図ることが重要課題となっています。また、本市の中山間地域においても過疎と高齢化が進み、地籍調査事業の実施が急がれます。

このような動向を踏まえ、南国市都市計画マスタープランの改訂等を検討する必要があります。

主要施策

(1) 適正・有効な土地利用の推進

- 高知県開発許可制度や南国市土地開発適正化条例により、適正な土地利用の指導・規制・監視に努めます。
- 都市計画道路の開通等に伴う用途地域の変更や、現状に応じた都市施設の見直し等を行い、より有効な土地利用の推進を図ります。

(2) 地籍調査事業の推進

- 南海トラフ地震による津波浸水想定地域である沿岸地域については、地震発生予測を踏まえ、防災・減災対策として、地籍調査事業の一層の推進を図ります。また、中山間地域においても、地権者や地元精通者の高齢化や地権者の世代交代などによって、円滑な境界確認が年々困難となりつつあり、早期の調査実施に努めます。

(3) 市街化調整区域における地区計画の策定

- 自然環境や農地との調和を図りながら、産業振興や雇用の場を創出するため、公共施設の整備誘導を図る「市街化調整区域における地区計画」を策定します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
地籍調査事業の進捗率	%	13.3	25.3	約2.0km ² /年の 実施予定



地籍調査の立会風景